

第 2 9 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

令和4年12月13日開会

令和4年12月13日閉会

米沢市農業委員会

令和4年12月13日（火）午前9時30分 米沢市農業委員会第29回定例総会をJA米沢支店3階第1会議室に招集した。

出席委員（18名）

1 番 伊藤精司 委員	7 番 佐藤孝義 委員	1 6 番 山王堂民榮 委員
2 番 小関善隆 委員	8 番 高橋信夫 委員	1 7 番 古畑功一 委員
3 番 高橋祐弘 委員	9 番 佐久間英之 委員	1 8 番 樋渡由美 委員
4 番 我彦正福 委員	1 0 番 江口益美 委員	1 9 番 二宮啓一 委員
5 番 佐藤利夫 委員	1 4 番 大野澤進 委員	
6 番 田代昇一 委員	1 5 番 相田市三郎 委員	

欠席通告委員（1名）

1 1 番 宮崎雅文 委員

遅刻通告委員（2名）

1 2 番 遠藤伊一 委員

1 3 番 鈴木晃子 委員

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事 務 局 長	宍 戸 徹 朗
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	吉 田 潤
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について |
| 報第2号 | 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について |
| 報第3号 | 非農地証明の報告について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第6号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |
| 議第7号 | 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について |

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 おはようございます。これより第29回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を10番 江口益美委員のご発声にてよろしくお願いいたします。

(唱和)

根津補佐 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

今日は天気よいようではありますが、あした、あさってと大雪というふうな、大変荒れるような予報が出ておりますので、晴れ間を利用して仕事を進めてもらいたいと思います。

今年もあと半月ということで、皆さんにおかれましては、この1年どういう1年だったか、計画どおりに物事が進んだか、いろいろ反省をし、来年に向けていろんな計画を立て直したりの時期だと思えます。

2月からロシアのウクライナ侵攻によって、いろんな資材や物価高騰ということで大変な1年になったわけでありまして。コロナもまだまだ収束しないということではありますが、経済を回すということで旅行キャンペーンとかいろいろあるので、今米沢牛もやっと売れてきて少し安心しているところであります。そういったことで来年もまたコロナ、あるいはロシアのウクライナ侵攻に左右される1年ではないかと思えますが、自分の経営をきちんと計画を立て、少しでも利益の上がる経営にしていってほしいと思います。

議会も、昨日で一般質問が終わりました。16名の議員の皆さんが質問をされておりました。農業委員会に対しては山上地区の井上議員から、鳥獣被害等の対策、ジビエの問題等いろいろあったわけですが、遊休農地が有害動物の隠れ家、あるいは通り道になっているのではないかとということで、農業委員会ではどういう遊休農地対策しているんだということで、答弁したわけではありますが、その後、第2弾として局長のほうに遊休対策どういうことやっているんだという質問がありました。そういったことで、きちんとやっているんだということ、そして遊休農地については横ばいなんだということをお答弁していただいたところであります。

今、国で食料・農業・農村基本法の見直しやっているわけではありますが、それに伴いまして食料安全保障の観点から農地を減らさないということで農地法の見直しを今度始めているということ、今日の新聞に出ておりました。耕地を減らさないようにということで、無断転用とかをもっと強化するということが今日の記事に一面に載っておりましたので、皆さんも見てください。

たいと思います。そういったことでいろいろ状況変わってきておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いろいろありますが、今年一年、本当にご苦勞さまでした。今日は出席ありがとうございます。

根津補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は、11番 宮崎委員です。13番 鈴木晃子委員、12番 遠藤伊一委員については、遅れて出席ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。本日の出席者は19名中18名であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第29回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、4番 我彦正福委員、5番 佐藤利夫委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありますか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案の訂正はございません。

議 長

ないので、議事を進めます。

初めに、報第1号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について。

まず、上段の1番、前年度の意向調査の結果を受けての遊休農地の状況、についてですが、対象農地は、昨年度のパトロールの結果を受けて遊休農地対策委員会にて意向調査対象農地としたものになります。これらの農地の所有者に意向調査を行ったところ、それぞれ記載のとおりのお返がありました。このパトロールにおいて、1か所耕作されていない農地がありましたが、遊休農地の解消に向けた活動につきまして、遊休農地対策委員会で協議いただきながら対応していきたいと考えております。

続きまして、下段の2番、遊休農地（新規確認分）についてですが、今年度のパトロール結果を基に、先の遊休農地対策委員会にて新規発生分として

確認を受けたものになります。今後は、この対象農地について意向調査を行う予定となっております。

以上、よろしく申し上げます。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

報第2号 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について。こちらにつきましても、順番に各担当から報告させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

それでは1番、農地法第3条についてご説明をさせていただきます。地名、地番、耕作状況につきましては、記載のとおりとなっております。確認しました箇所につきましては、おおむね適正に管理がされておりました。

以上、ご報告をいたします。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

私からは、2番の農地法第4条・5条について、報告いたします。パトロール箇所、事業の状況等については、議案書記載のとおりです。事業完了したものにつきましては、転用目的のとおりに事業が行われております。また、未着工や事業中のものにつきましては、引き続き定期的な状況報告書の提出を促していきます。

以上です。

須貝主任
議 長
須貝主任

(挙手)

須貝主任。

私からは、3、農用地利用集積計画について、報告をさせていただきます。氏名、代表地番等に関しましては、記載のとおりです。耕作状況につきましては、パトロールした農地については全て耕作をされておりましたので、ご報告いたします。

以上です。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について、を終わります。

次に、報第3号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議長 瀧口主査。

瀧口主査 報第3号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号26号から35号の計10件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田10筆 1, 281.00㎡、畑6筆 6, 041.27㎡、合計16筆 7, 322.27㎡です。

受理番号26号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、昭和42年頃です。申請理由は、昭和42年頃より建物敷地や通路等として利用されているためです。

受理番号27号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和57年頃です。申請理由は、昭和57年頃に物置が建設されており、以降農地として利用していないためです。

受理番号28号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田、畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和58年頃です。申請理由は、昭和58年頃より住宅敷地及び通路として利用されており、非農地化しているためです。

受理番号29号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林への転用です。転用年月日は、昭和25年頃です。申請理由は、昭和25年頃より耕作しておらず、山林化しているためです。

受理番号30号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種への転用です。転用年月日は、平成10年頃です。申請理由は、平成10年頃より看板用地等で利用しており、非農地化しているためです。

受理番号31号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、平成12年頃です。申請理由は、平成12年頃から耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号32号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は、昭和37年頃です。申請理由は、昭和37年頃より耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号33号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林への転用です。転用年月日は、昭和55年頃です。申請理由は、昭和55年頃より耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号34号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、平成14年頃です。申請理由は、平成14年に住宅建設して以降、非農地化しているためです。

受理番号35号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和60年頃です。申請理由は、昭和60年頃より住宅敷地として利用しており、非農地化しているためです。

以上、よろしくお願ひします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第3号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたしますが、私に関係する案件がありますので、この審議に係る議事進行を小関会長職務代理者と議長を交代し、一時退席いたします。

それでは、議長交代のため暫時休憩といたします。

(休憩)

(伊藤精司会長 退室)

議長代理

それでは、伊藤会長の退席案件のため暫時議長を交代し、私がおの間議事を進行させていただきます。

これより議事を再開いたします。

(再開)

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、の受理番号42号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査

(挙手)

議長代理 宮原主査。
宮原主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、のうち、受理番号42号について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ1筆 5,628.00㎡です。

受理番号42号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長代理 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。
全委員 なし。
議長代理 ないので、受理番号42号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。
全委員 異議なし。
議長代理 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、の受理番号42号は、議案書のとおりであることを確認いたしました。

それでは、伊藤会長へ議長をお戻しいたします。暫時休憩といたします。
(休憩)
(伊藤精司会長 入室)

議長 それでは、小関会長職務代理者と議長を交代し、議事を進めます。
これより議事を再開いたします。
(再開)

議長 議第1号について、ただいまの受理番号42号を除く受理番号36号から47号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。
(挙手)

宮原主査 宮原農地主査。
議長 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。
宮原主査 受理番号42号を除く、36号から47号の計11件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ54筆 58,523.00㎡です。
受理番号36号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号37号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号38号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号39号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号40号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号41号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号43号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号44号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号45号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号46号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号47号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、先の受理番号42号を除く受理番号36号から47号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、先の受理番号42号を除く受理番号36号から47号は、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号29号から33号の計5件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請がありました筆数及び地積は、田16筆 18,728.00㎡、畑32筆 9,434.00㎡、合計48筆 28,162.00㎡です。

受理番号29号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は耕作不便・低生産地のための売買です。

受理番号30号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号31号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小のための賃貸借です。

受理番号32号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小のための賃貸借です。

受理番号33号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他のための贈与です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号29号から33号を上程いたします。

1 2 番

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長

12番。

1 2 番

大変、遅れてすみません、よろしくお願いたします。

私から、議案第2号の29号と31号の結果報告をいたします。

12月3日、現場を見たり電話でお話をしてきました。29号は、渡人、受人、住所等は議案書のとおりであります。申請地は、○○○○さんの畜舎が建っておるところの南側のところであり、前に△△さんという東京にお住まいの方が農地を持っていたわけですけれども、この農地を買っていただきたいという意向があって○○さんに買っていただいた土地でありましたが、東京にいた方が、雪が消えると昔あった△△さんという畜舎の一角に住居を改装しまして、そこに住んでおりました。それで、ここの畜舎の脇の間を通っていかないと、今回○○さんが購入していた田んぼに入れないわけです。それでここの畜舎に住んでいた方が○○さんに、ここを通るなどかなんとかと言って、とにかく問題のあった土地で私も相談受けたわけですけれども、とにかくここに行って耕作するのは作りづらいという話があったものですから、今回このように○○さんのほうに売ることに決断したと思います。

この案件については問題はないということでもよろしくお願ひしたいなと思っ
ております。

あと31号ですけれども、申請人の貸人、借人は親子関係であります、
母と息子さん2人で生計を立てておるわけです。それで、家庭は息子が別な
所帯ということで別邸に住んでいるという関係上、賃貸で今回母親から田ん
ぼ借りて耕作しているという案件であります。本人も賃貸契約を希望してお
りまして、自立したいという考えもあったようです。今回初めて作るわけ
ではないもので、去年あたりも今年も少し田んぼ耕作して、上手な管理をなさ
っておりますので、今後規模が増えるわけでもありますけれども、頑張るとい
うことでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長
1 6 番
議 長
1 6 番

30号。
(山王堂民榮委員 挙手)

16番。
議案第2号、受理番号30号について、伊藤会長の担当地区ですが代わっ
て報告いたします。

地番、地積等は議案書記載のとおりでございます。ここは李山地区にあり
まして、前からあっせんを依頼されておりました。〇〇さんの隣に△△さん
の田んぼがありまして、竹田委員のあっせんによりまして何とか売買が成立
いたしました。大変作りづらい土地だそうですが、〇〇さんが買ってくださ
るということで今回は成立しました。許可相当と判断いたしましたので報告
いたします。

議 長
2 番
議 長
2 番

32号。
(小関善隆委員 挙手)

2番。
それでは、32号についてご説明申し上げます。〇〇さんが△△さんに賃
貸借をするという案件でございます。〇〇さんについては、高齢のために農
業をやめたいということで、△△さんに田んぼを貸すということございま
した。場所については、〇〇〇〇とか△△△△、〇〇〇〇ありますけれど
も、西に農道を入れていって未整理地ありますけれども、△△塚となりま
す。△△の土地改良しているところと境目になりますけれども、そこを3条
の契約で借りるということでありました。△△さんについてはもう、野菜な
んかも作っているということで、問題ないと思います。よろしくお願ひいた
します。

議 長
4 番
議 長

33号。
(我彦正福委員 挙手)
4番。

- 4 番 33号の議案の調査結果を報告いたします。申請人、土地の表示は記載のとおりであります。場所は〇〇の△△の手前の西側で、そこに受人の〇〇さんの畑、以前からホップを作っていたところですが、12月3日に渡人の△△さんに電話でお聞きしました。今回、神奈川県叔母さんが亡くなって△△さんが数年前に相続したんですけれども、△△さんも80歳ということで高齢で、土地を手放したいということで、以前から受人の〇〇さんがホップを一部で作付していたので、ぜひそれを無償でいいのでそのまま作ってくださいということでした。〇〇さんにも話を聞いたんですけれども、前から作っているのでも今までは借りていたんですけれども、今回無償で受けて今後もホップを作っていきたいと話しておりました。それで問題ないかと思われまますので、よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは、ただいまの受理番号29号から33号について、意見並びに質問はありませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 ないので、受理番号29号から33号について、許可することに異議ありませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。
- 次に、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。
- 瀧口主査 (挙手)
- 議 長 瀧口主査。
- 瀧口主査 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第4条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。
- 受理番号4号の計1件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は畑のみ1筆 394.00㎡です。
- 受理番号4号 申請人 〇〇〇〇、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地(都市計画法の用途地域内)です。
- 以上、ご審議よろしくお願ひします。
- 議 長 この件について調査された委員は、調査結果についての報告をお願ひいたします。
- 8 番 (高橋信夫委員 挙手)
- 議 長 8番 高橋委員。

- 8 番 8番 高橋です。
- 4号について、調査結果をご報告いたします。申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりであります。併用地も利用しまして、申請地へ一般住宅を建設するための申請です。12月4日、現地を確認し、申請人に電話で確認を取っております。場所は〇〇2丁目地内、地図で見るとちょっと分かりづらいたんですが、〇〇の奥羽本線の東側に位置しております。付近に、この事業で影響を受ける農地もありません。事前着工もありません。許可要件を満たしていると思われます。問題ないと思われます。よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは、ただいまの受理番号4号について、意見並びに質問はありませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 ないので、受理番号4号について、許可することに異議ありませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 異議がないので、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。
- 次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
- 議案の内容について、事務局の説明を求めます。
- 瀧口主査 (挙手)
- 議 長 瀧口主査。
- 瀧口主査 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めため委員会に付議します。
- 受理番号37号から38号の計2件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は畑のみ4筆 1, 738.00㎡です。
- 受理番号37号 渡人 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、貸駐車場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。
- 受理番号38号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、庭兼雪捨て場及び駐車場の造成のためです。こちらは既存施設の拡張の1種農地です。
- 以上、ご審議よろしくお願ひします。
- 議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願ひいたします。それでは、受理番号37号から38号を上程いたします。
- 8 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 8番 高橋委員。
8番 高橋です。
37号ですが、こちら宮崎委員の案件ですが今日欠席ですので、私が代わりに報告いたします。

農事相談の折に話を聞いております。申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりです。売買による申請地に貸駐車場を造成するための申請です。宮崎委員が現地を確認し、代理人の〇〇行政書士からお話を伺っております。場所は△△地内、〇〇米沢店の南側に位置しております。△△△△という会社があるんですが、その脇にあります。この会社の駐車場の南側で、こちらに駐車場を造成して貸駐車場として利用するそうです。付近に、この事業で影響を受ける農地もありませんし、事前着工等もありません。また、こちらは3種農地に位置しております。許可要件を満たしており、許可相当と思われます。よろしく申し上げます。

議 長 38号。
10番 (江口益美委員 挙手)
議 長 10番 江口委員。
10番 38号につきまして、ご報告申し上げます。

申請人、土地の表示につきましては記載のとおりであります。12月2日に〇〇〇〇さんに電話を入れまして、電話に出たのは娘さんでありました。娘さんの話によりますと、〇〇さんは高齢で入院中とのことでありました。代理人であります△△行政書士に電話をしまして、現地に来ていただきました。共に△△△△さんも同行していただきまして、お話を聞いてまいりました。〇〇さんは先ほど申し上げましたように高齢で、終活したいというようなことありまして、ちょうど△△さんのところに隣接する畑があったということで、譲り受けたということでありました。現在の住所敷地を拡張して庭を造りながら、家族5人の駐車場として使いたいということでありまして、冬期は雪捨て場にしたいということで、事前着工もなかったため許可相当と判断いたしました。現地につきましては地図ありますけれども、〇〇〇〇の西側にある(株)△△△△の斜め向かいに位置しております。皆様の審議をよろしく申し上げます。

以上です。

議 長 それでは、ただいまの受理番号37号から38号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号37号から38号について、許可することに異議ありませんか。

全委員
議長 異議なし。
異議がないので、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたしますが、本議案に私に関係する案件がありますので、この審議に係る議長を小関会長職務代理者と交代いたします。私は一時退席いたします。

それでは、議長交代のため暫時休憩といたします。
(休憩)
(伊藤精司会長 退室)

議長代理 それでは、伊藤会長の退席案件のため暫時議長を交代し、私が行う間議事を進行させていただきます。
これより議事を再開いたします。
(再開)
議第5号 農用地利用集積計画について、の受理番号2号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任
議長代理
須貝主任 (挙手)
須貝主任。
議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。
受理番号2号の1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ1筆 5,628.00㎡、合計も同様です。
受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。
なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。
以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長代理
全委員
議長代理 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。
なし。
ないで、ただいまの受理番号2号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員
議長代理 異議なし。
異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、の受理番号2号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。
それでは、伊藤会長へ議長をお戻しいたします。暫時休憩とします。
(休憩)

(伊藤精司会長 入室)

議長 それでは、小関会長職務代理者と議長を交代し、議事を進めます。
これより議事を再開いたします。

(再開)

引き続き、議第5号 農用地利用集積計画について、の審議を行います。

2番 (小関善隆委員 挙手)

議長 2番 小関委員。

2番 私の案件がございますので、退席させていただきます。

(小関善隆委員 退室)

議長 それでは、先に受理番号20号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議長 須貝主任。

須貝主任 議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号20号の1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ3筆 6,521.00㎡、合計も同様です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、ただいまの受理番号20号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、の受理番号20号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

小関委員、入ってください。

(小関善隆委員 入室)

議長 それでは、先の2件を除く受理番号1号から22号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議長 須貝主任。

須貝主任

議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号2号、20号を除く1号から22号の計20件です。内訳は、売買による所有権移転が4件、新規の貸借権の設定が8件、貸借権の再設定が8件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田107筆 176, 852. 35㎡、畑3筆2, 432. 00㎡、合計110筆 179, 284. 35㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につつま

しては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、先の2件を除く受理番号1号から22号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、は先の2件を除く受理番号1号から22号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任

(挙手)

議 長

須貝主任。

須貝主任

議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号1号から3号の計3件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ15筆 11,720.00㎡、合計も同様です。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(通年)です。

受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積

につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（通年）です。

受理番号3号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（通年）です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないので、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、は議案書のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第7号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 　　（挙手）

議 長 　　宮原農地主査。

宮原主査 　　議第7号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について。農地の相続に係る相続税の納税猶予の適用の更新をするため、引き続き農業経営を行っていることの証明願がありましたので、その可否を求めため委員会に付議いたします。

受理番号2号の1件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。

受理番号2号 申請人 米沢市○○○○△△番地 ○○○○、被相続人△△、相続年月日 平成22年1月26日。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 　　この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

それでは、受理番号2号を上程いたします。

1 4 番 　　（大野澤進委員 挙手）

議 長 　　14番。

1 4 番 　　14番 大野澤です。

受理番号2番について、調査結果をご報告いたします。申請人につきましては、議案書記載のとおりであります。調査については11月28日、農地の確認をいたしてきました。まだ雪が降る前だったものですから、その結果、十分耕作されておりました。また、12月4日日曜日でありましたけれども、本人宅へお伺いして話を聞いてきました。○○氏は勤めながら農業のほうも

一生懸命、田んぼ、畑、荒らすことなく一生懸命やっている方です。今まで、去年までは月曜日から金曜日まで福島に行って仕事をしておられて、土曜日帰って来られて、また日曜日の夜福島に行って仕事をするということでありましたけれども、今までその期間も問題なく、荒らすことなく耕作しておられました。今年4月からはこちらに一応戻って、また勤めは同じですけども、福島に行くことなくこちらで勤めながら耕作をしているということで、何ら問題ないのかなと思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 それでは、ただいまの受理番号2号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号2号について、証明相当と認め、議案書のとおり証明することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第7号 相続税の納税猶予に関する農業経営証明について、証明相当と認め、議案書のとおり証明することに決定いたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移ります。

農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として進言をいただきたいと思います。今回は8番 高橋信夫委員にお願いいたします。

8 番 8番 高橋です。

本当は先月の総会で発表の予定だったのですが、先月、総会も県大会も、農業者との懇親会や話合いも全て欠席になってしましまして、申し訳ありませんでした。

農政振興等に関する改善意見、施策というのも、今回で皆さん3回目だと思うんですが、なかなか3回目だと話すこともなくなって、拙い話ですがよろしくお願ひします。

今年に入って、いろんなものが食料品中心に値段が上がっております。何で上がるかというと、やっぱり原材料費が上がっていつていると。適正な利益が得られなくなるから上げなきゃならない、上げざるを得ないと上げられるわけです。しかし米の場合は、米の場合も当然肥料から資材、燃料、全て上がっているんですが、それを転換できるシステムというのがありません。需給のバランスによってのみ米の価格が決められているという感じでありませぬ。需給バランスというのは、毎年県から生産面積の指示あって、それに応じて皆さん作っているわけですが、それやっていると需給バランスって普通に生産すればプラス・マイナス・ゼロで値段も上がらない、ずっと上がらないですよ。冷害とかで米が取れないという感じじゃない限り、値段はその

まま。そして、その生産面積も毎年米の需要というのが減ってきております。日本の人口も今マイナス基調で、つい最近、出生数100万人切ったという話だったんですが、今年はまだ80万人も切るというすごい減少のスピードです。このままだと、米の消費というのは増えない。ということは生産面積も減らされる。そうすると生産調整面積が増えるわけですが、今度、これから5年間水張りしなければ助成金が減額される。米農家、本当に厳しい状況であります。若者が本当に夢・希望を持って米作りできない環境、この米価格決定のシステムを変えていかなきゃならないんじゃないかと思えます。このままだと、担い手の集積、集約もだんだん厳しくなって、遊休農地が大発生するんじゃないかと思われまいます。ここで何も決められるわけじゃないんですが、とにかく何か変えていかなきゃ駄目なんじゃないかと思えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

米の価格の決定について、今のままではずっと農家は上がっていかないというお話であります。皆さんから何かありますか。

今度、置賜の特別研修というのが毎年2月頃あるわけですが、ゲストに〇〇〇〇をお呼びして、米政策の現況というか、今の状況を説明してもらいたいということを要望してきましたので、実現すればいいかなと思っているところであります。いろいろあるわけですから、適地適作ということで、うまい米、いい米を取れるところは米を作って、そのほかの高収益作物で生きられる西のほうは米を休んでもらうとか、何かそういうのをしていかなければいかなければ、今高橋信夫委員がおっしゃったように転作の補助金もがくんと下がっているわけですから、いっぱい作っている人ほどひどくなくなっているわけがあります。やっぱり何か大転換していかないと、大きい人は生きていかれないんじゃないかなと思われまいます。皆さんから何かありますか。

この間、全国大会のときに根津補佐も一緒に同行したわけですが、国会議員の方々にお会いしたときに、〇〇代議員もいろいろ心配されておって、第2ブロックのときは話したんですが、水張りの問題について、この間資料を農事相談のとき皆もらったと思われまいます、1か月でもいいから、冬期間でもいいから水を張ってもらいたいというような話、大体ほぼ決定であるようでありますから、そのためには畦畔も必要だし水路も外さないでおかなければならないということでもありますので、その辺が課題であります、高橋委員がおっしゃったとおり、日本は人口減少で米を食う胃袋が小さくなっているということでもありますので、当然田んぼは要らない、少なくとも済むわけでもありますので、その代わりに足りないもの、大豆とか麦とかそういつ

たものを作っていくほかないわけでありますので、その辺も頭の隅に入れて転作等も考えていかなきゃいけない時代ではないかなと思われま

昨日だか、ソバについてテレビでやっていて、ソバが5年に一度の水張りすると、せつかく排水したのにソバ作っても収量低下するし、水張るといのはよろしくないんじゃないかと、何県だったかな、テレビで見て。福島県かな。そういったことでいろいろありますが、我彦委員何かありますか。

4 番 自分も転作やっているわけですけども、何で転作が、例えば米作るとか、餌米作るとか、もし仮に米作るとか餌米がほとんど同じくらいの転作の補助交付金とか、やはり転作しても遜色ない収入が上がれば、どんどん米の生産量も減らせるんじゃないかと思うんだけど、かなり難しいかと思うんだけど、そうすればいいのかなと思います。

議 長 確かに飼料米とか、上手にすれば米よりも所得が上がるという時代なんだよな。だから人間が食べる米より、牛とか動物が食べる餌作ったほうが所得が上がるというのもおかしいことなんだけれどもな。米、飼料米についても今度は専用品種でないとだんだんと認めないということも、なかなか食料米を飼料米にすると食用に回ったりいろいろあつたりするものだから、専用でないと財務省は認めないような方向でいるということで、しかし今は種子が足りないということで2、3年猶予するというで、将来は専用品種にみんな変えるということであります。16番 山王堂委員、ありませんか。

16番 ご指名ですので、一言発言させていただきます。

この問題はソバにはかなり影響する問題で、これが通れば、ソバ畑はもう水路もなくなっている土地もいっぱいあつたり、もう水源がない。そしてそこにソバ作らなかつたら交付金が出ない、2万円が出なかつたら遊休農地になるのはもう目に見えています。だから今年は、ソバ部会で1台壊れたんだけど、それを見据えて更新しないで5台体制で行こうということで、6台でなくて。やっぱりしょうがないなと。田んぼという名目で作っていたんだから田んぼだと言われるかもしれないけれども、もう田んぼに戻せなくなっているんだよな、あの土地は。だからもう遊休農地になるしかないような気がして、特に山手とかみんな荒れ放題になって、もうイノシシの巣です。せめて数量割に回してもらおうとか何かしてもらえばそのまま生きると思いますが、その2万円ないというので多分なくなるな。

議 長 じゃあ、10番 江口委員。

10番 今の高橋信夫委員の発言でありますけれども、確かに今の農業情勢は本当にそういう情勢だなと思ひますし、今後土地改良も含めて、浅川は今土地改良の段階でありますけれども、基盤整備は進んでも米作りがそういう状況だということで、本当に値段の出ないところでもうかる農業でなければ若い人

も継がないというのが今の現状だと思います。今議長言ったとおり〇〇先生が傾斜配分、いわゆる雪の降らないところは野菜、あるいは果樹、あるいはそういったところでぼかしてしてもらって、こういった雪国はやっぱり米が一番主流だと思います。そういった傾斜配分みたいな、これ農政が払わないとなかなかこの問題は農業委員会がどうだこうだと言っても、どうしようもない、解決できないと思いますし、状況がもうせっぱ詰まっていると思います。もうこのぐらい遊休農地、あるいは耕作放棄、あるいは相続をしないという現状が本当に出てきているわけですので、農政、いわゆる政治家が農業のためにどうやったらいいのかをもっと真剣に、早急に考えてもらわないと、農業破綻するという手前だと思います。

私のうちも農業で孫いるんですけども、農業をやるという、やっぱり俺らのこと見ていて、じいちゃん、やっても機械買うともう残らないんでないかと、もうそういう目先が見えているような農業の状況だと思うので、そういった状況を国が把握してもらいなり、先ほど会長言った水張り減反ということで1か月、これどういうふうにするのか、畑をうなって代掻いて水張らなくちゃいけないのか、そうすると米平の水も限りがある状況です。水張りというのは相当の水の量がないと1か月水が保てないと思うんです。そういうことが政府で、果たして図面上じゃなくて現場を分かってそういうふうに行っているのか、そういうことも含めて間違いなくそれができますと言うならやれると思うんですけども、山王堂委員も言ったとおりソバのことも含めて、農地を利用するためのことしかやっていないものを覆して、またそれやれるのかなというふうに疑問符が出ます。本当にこれ水も国交省でくりがあるから、いっぱい流して減反に水かけるから倍流すなんてわけにいかないはずですので、その辺国がどう考えているのか、相当疑問であります。

議長
2番

2番。

どうもさつき会長挨拶で言ったとおりに、遊休農地の市議会でいろいろ農業委員会で何考えているという話もあったんですけども、国の中で今防衛費を倍にしろとかという話があったと。言葉としては食料安保と。軍事費とかそういう国を守るというのは日米安保条約という安保という言葉あるんだけれども、食料安保と。じゃあそれをどうするかと、ただ単に口で言って農地を確保しろとか、農地を確保するには人が要ると、後継者が要ると。コストがかかると、じゃあコスト誰負担するんだかと。じゃあそこに住んでもらって農地を守ってもらうということになれば、住んで農地をちゃんと、何を作るか分からないけれども守ること自体にお金を出してもらおうと。10アール10万円出すべとか何とか、とにかくちゃんと農地として守ってくれと。それが誰か人を雇ってしてもらおうのと同じコストだから、それで生活できる

ような状態にしていってもらおうと。あとそこで何作るかは、その人の自由でいいと。だから田んぼで所得を上げようと、ソバで上げようと、それはその土地の条件によって様々ですけれども、問題はそういうのを作ってその人がちゃんと生活していけるかと、国土を守れるかどうかということをしていかなないと駄目だと思うので、国の考え方だよね。お金は出したくないけれども法律で守れ、農業委員会何していたと。農業委員会に言ったから守れるものでもないんだから、やっぱりそういう政策をきちっとしてもらおうと。

多分スイスなんかは、山の上まで荒れたところないという状況で、それはそこに住んでもらって管理してもらおうことにしてお金を払うということやっているからだと思うので、そういう状況を国としてつくっていくという。だから、山林化しているところはこれ以上耕作放棄できないような政策をきちっとしていく、その手段としての政策をしていかなきゃと思うわけよ。

以上です。

議長

お金を出さないと駄目だということだな。金をかけないと、本当に。やっぱり継続性ないもんな。今スイスの話出たけれども、スイスあたりの牧草畑なんて親子何代にわたって、1回まいたらずっと作っているんだ、雑草を取るぐらいで。だから、日本は種まかないと3万5,000円出さないなんてひどいことになったけれども、永年牧草ってヨーロッパではそういうんだよ。だから1回まけば、ずっと親子2代、3代にわたって続く牧草地なんだそうです。だけれども日本は毎年種まかないといけない、お金は出さない、そういうことではやっぱり続いていかないんじゃないかなと思います。やっぱり農家の数が少なくなって、国政にも意見いう人が、選挙をする人も少なくなっているということがやっぱり問題なんだね。昔はのぼり旗立てて米価運動してどんどん国会議員に要望・要請していた頃は、農業予算でもかなり予算ついてきたんだけど。最後に遠藤委員、一言。

12番

最後ではないと思いますけれども、要するにこれは農政、政治なわけですが、農林水産省が最終的に何を目的としてこのような悪政を我々に突き付けてくるのだかというのが、はっきり見えてこないんだけど見えるような気がするんだよね。農家する人がいなくなるというのを見越してやっているのか、農協をつぶしたくてもう一度農家を攻めたいのだから、農地を全部国が買って企業に渡して、AIでも使って農業をやっていくという絵を描いているのか、何を目的としてやっているのかをはっきり言えば、我々農家だって我慢されるところあると思うのよ。

今回の防衛費の問題だって何に使うのかとか説明しないからもめているみたいな専門家も言っているわけですがけれども、何考えているんだか分からないんだ。最終的に農家要らないと思っているんならば、それはそれで俺たち

も考えられるけれども、何にも言わないで、こうしないとお金やらないぞということばかりで政治家は当てにならないわけですがけれども、全部辞めていただいて新たな人を農林水産省に務めてもらってやらない限りは、変わらないような気がするんだな。毎日務めているわけだ、農林水産省に。何か仕事しないといけないわけだね、やっぱり。何か考えるわけだ、そうすると予算削るからその予算どこ削ったらいいんだべなとばかり考えていると思うんだ。だからそこを変えないと、農林水産省をなくすわけにはいかないけれども、そこで働いている人が現場をちゃんと見て、日本の食料というのはどういう考えなんだというのをちゃんと示してもらえば分かるんだけれども、せめて。だから今の政治を変えるには国会議員変えろと言ってもなかなか難しい立場だし、そういう人材がないのか分からないけれども。やっぱりアメリカみたいに、一気に与党が駄目だったらば中の務めている人も全部変えるとなれば政策だってがらっと変わるんだけれども、日本はそうでないから変わらないよね。農林水産省に務めていた〇〇〇〇さんだっけか、あの人与党であればいいんだけれども、△△△△さんと一緒になって個別補償だなんて、一生懸命頑張ってきた人が退職することによっていなくなって、だんだんと農政がいい方向に出て行かないというようなことばかりで。

やっぱり日本の農業の将来を目指すものはこれだということを提示した中でいろいろやってもらわないと、無駄な投資は納得できない。お前らやめろと言われてはやめますけれども、やめろとも言わないで半殺ししておいてやめるのを待っているような農政のやり方ではまずいべなと思うね。何ぼ民主主義の国家であっても。あとはやはり、固有名詞は使いたくないんだけれども何とかヘイズウさんという方から変わってきたんだから、雇用問題にしろ何にしろ。だから、そういうふうにならなく人をつくるんだから、政治というのは。だからやっぱり人をきちんと選んで、日本の農業を守るように人材をやはり選ぶべきだとは思いますが。みんな思っていることは同じだと思うんだけどね。あまりにもひどすぎる。（「最後、情報として」の声あり）

議長
19番

じゃあ二宮委員、最後に。

5年に1回の水張りに関しての情報として耳に入れてもらえれば。ソバなんか作っている人も大変苦労していると思いますが、どうせ米作れないならいっそのこと畑にしておかすかという人もたくさんいらっしゃると思います。それで畑に地目を変換して、土地改良区の地区除外申請をしてもらえば、除外決裁金が上限25万円以内で補助されます。そういう補助制度がありますので、何か田んぼで高収益の作物なんかを栽培してもらえればいいんじゃないかなんか思っているところでもあります。

議長

25万円払うのね。

- 1 9 番 決裁金、25万円まで。それがなかなか、集団化しなさいとかいろいろ条件がもちろんあります。
- 9 番 一反歩25万円ということだよ、田んぼからやめればということだな。
- 1 9 番 はい、詳しくは改良区の総務課のほうに。
- 9 番 それは安いのか、25万円上限というのは。普通は何ぼだ。
- 1 9 番 地区によって違います。（「17万円だと」の声あり）
- 議 長 畑地化すると17万円出るの。
- 1 6 番 土地改良区に納めなきゃないんだべ。納めなければならないのが免除になるというだけだから。
- 議 長 そういうことでありますので、じゃあ、時間もきましたので、これで終わりにしたいと思います。
- ほかにその他で皆さんのほうから何かありますか。
- 1 8 番 (樋渡由美委員 挙手)
- 議 長 樋渡委員。
- 1 8 番 社会福祉協議会への食料の支援についてです。
- 本日、この会議が終了後、農協さんの駐車場にて鈴木晃子委員と相田市三郎委員と私の車で回収させていただいて、あした社会福祉協議会に持ち込む予定ですので、ご協力よろしくお願ひします。東側の体育館駐車場で受け取りたいと思いますので、よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局何かございますか。
- 根津補佐 (挙手)
- 議 長 根津補佐。
- 根津補佐 先日の農事相談について報告いたします。
- 連絡事項なんですが、令和5年1月11日ですが、懇談会につきましては第1地域が万世の京佳を予定しております。第2地域が三沢担当で小野川で開催の予定と。まだ決まっていません。第3地域は田代委員が担当されてこれから特定すると聞いております。
- 意見交換会につきまして報告させていただきました、地域によって参加者数にばらつきがあるのではないかと、周知方法の件で急だという意見が出されましたし、意見の出し方についても工夫が必要ではないかとありました。すみません、今分類ごとにまとめて集計しておりますので、後日配付させていただきます。令和5年の改選につきましては皆様から一応内諾を受けておりますが、女性を増やすというご時世であるというのは分かるが、なかなか難しいのではないかとご意見が出ております。農作業標準賃金等の策定と参考農地賃借料情報については議題として載っておりますが、農事相談より前に示してほしいとのご意見をいただいたところです。

以上です。

議 長
1 2 番

今、事務局からありましたが、皆さんから何かありますか。

米沢市では、そういう懇談会設けるといのは何も規制はしていないんですか。

議 長
事務局長

宍戸局長。

全国的に同じ状況でありますけれども、規制とかは全くありません。米沢の場合も、十分気をつけてやってほしいということでもありますので、あとは県内も全国も同じような状況かと思えます。

1 2 番

企業が厳しいもんね。今〇〇あたりはやめろ、するなというのがあるので。市は大丈夫なの。

議 長
8 番

気をつけてやっています。なるべく1次会で終わるように。

(高橋信夫委員 挙手)

議 長
8 番

高橋委員。

来年、農業委員改選ですよ。それで振興組合長の推薦依頼いつまで必要……

議 長
事務局長

宍戸局長。

来年令和5年の7月で現農業委員、推進委員の方々の任期満了するわけですが、まず今週の木曜日になります。市議会の産業建設常任委員会協議会のほうで、来年改選を迎えるので募集を始めますというふうな概略のご説明申し上げます。その後ということで考えておりますけれども、市の振興組合長会会長の〇〇さんにお伺いさせていただいて、内諾を得た後、各地区の振興組合長さんにお集まりをいただいてご説明をする機会を設けたいと思っております。その日程は未定でありますけれども、募集が年明けの1月16日から約1か月間、定員に満たなければ再募集ということでまた1か月間ぐらい延びるかもしれませんけれども、そういうことで1月の募集前、初旬、年明け早々になりますけれども、お集まりをいただく機会、設けさせていただく予定としております。なお、JAと米平さんも組織としてお出しいただいているというところありますので、市の振興組合長会会長の〇〇さんの説明と同じタイミングで米平さん、JAさんのほうにも人選の依頼を、口頭になるかと思っておりますが申し上げさせていただきたいと考えております。

議 長
9 番

いいですか。佐久間委員。

米沢市全体で、本来であれば19人でいいということであると思っておりますけれども、米沢市は内規をつくっていただきまして、各地区からということは今やっているわけですが、それ引き続きということよろしいですか。

議 長
事務局長

事務局。

農業委員の配置の関係であります。今お話ありましたとおり、農業委員は

米沢市全体を1区として、地区割り何名ということではなくて米沢市全体を1区として19名を選出するという事になってございます。これ全国共通であります。ただ、1地区にやはり数人が固まるとか、誰もいない地区があるとか、そういうふうなところではよろしくないだろうということで、今までも各地区うまくバランスよく出していただいているわけですが、それに準じて、次回の改選についてもバランスよく各地区に配置できるように対応していきたいというふうに思っております。（「分かりました」の声あり）

議長 大変、慎重審議ありがとうございました。以上で定例総会を終了いたします。

閉会 午前11時00分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年12月13日（火）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議長代理

小関 善隆

議事録署名委員

我彦 正福

議事録署名委員

佐藤 利夫